東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十五号

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止する政令

内閣は、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（令和四年法律第三十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百六十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百六十五号）の項を削る。

総務大臣　金子　恭之

外務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房令

○内閣官房令第七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条第三項第三号及び人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、寒冷地手当支給規則及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

寒冷地手当支給規則及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十二　略］ ［号を削る。］ 十三　［略］ 十四　［略］ 十五　［略］	（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十二　同上］ 十三　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員 十四　［同上］ 十五　［同上］ 十六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～六　略］	（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～六　同上］